

仕 様 書

【地方独立行政法人奈良県立病院機構看護職員募集パンフレット制作業務】

1. 業務の目的

地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下、「奈良県立病院機構」という。）における看護職員確保のため、職場としての奈良県立病院機構の魅力をPRするパンフレット等を制作する。

2. 業務の概要

下記のとおり、パンフレット及びキービジュアルを制作する。

- ① 奈良県立病院機構看護職員募集パンフレット（以下、「看護職員募集パンフレット」という。）
 - ・看護職（看護師・助産師）としての就職を考えている人を対象とする。
- ② 奈良県立病院機構看護職員募集に関するキービジュアル画像
 - ・看護職（看護師・助産師）としての就職を考えている人を対象とする。

3. 委託業務の内容

(1) 受託者は、看護職員募集パンフレット等を制作するため、以下の業務を行う。

- ① 表紙及び本文のデザイン、イラスト、キャッチコピーの作成
- ② レイアウトの作成及び調整
- ③ 写真撮影
- ④ 取材、原稿作成、編集及び校正
- ⑤ 原稿整理
- ⑥ 版下の作成
- ⑦ 印刷・製本・納品
- ⑧ 法人HPに掲載可能な電子データの作成・納品
- ⑨ キービジュアル画像の作成
- ⑩ その他上記の業務に付随する一切の業務

(2) 上記(1)の③・④に示す取材及び写真撮影については、奈良県立病院機構のセンター3箇所（奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、奈良県総合リハビリテーションセンター）への訪問が必須となるので、業務工程・価格において適正に見込むこと。

4. 成果品

(1) 本業務の成果品及び部数は次のとおりとする。

成果品	部数
① 看護職員募集パンフレット	2,000部
② 看護職員募集パンフレットの電子データ（2点） ア、版下データ（Adobe illustrator等） イ、PDFデータ	DVD-R等の媒体 2部
③ キービジュアル画像の電子データ（2点） ア、画像データ（jpeg形式等利用しやすいもの） イ、PDFデータ	

(2) 納品場所

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局
(奈良市七条西町2丁目 897-5 奈良県総合医療センター4F)

(3) 納入期限

令和5年3月31日(金)

5. 品質・規格等

看護職員募集パンフレット

- ・ A4サイズ、中とじ
- ・ 表紙込み16ページ程度
- ・ フルカラー印刷
- ・ 紙質は、看護職員募集パンフレットとしての用途(就職説明会等での配布、関係機関・学校等への送付、資料コーナーへの配置などを想定)において使いやすいよう一定の丈夫さを持ち、かつ、読みやすい厚みであること。

6. 看護職員募集パンフレットの内容及びデザイン等のコンセプト

企画提案者は、以下の点に留意してデザイン及び構成を提案するものとする。

(1) 看護職員募集パンフレット

- ・ 表紙デザインは、読者の関心を引き、印象に残るデザインであること。また、医療機関の職員募集としてふさわしい印象を与えるデザインであること。
- ・ 各ページには、写真・イラスト等を活用し、見やすいデザインであること。
- ・ 奈良県立病院機構の特色についてわかりやすく説明されていること。
- ・ 内容については、職員募集のパンフレットとして必要・有益と考えられる情報、手に取った人の興味・関心を引くと考えられる情報を、自由な発想で提案すること。
- ・ 各ページの構成・配列は、読者にとって読みやすく、必要な情報が容易に得られるよう工夫すること。

(2) キービジュアル

- ・ 奈良県立病院機構の採用情報ホームページへの掲載、奈良県立病院機構が別途制作する予定のポスターまたはチラシ、その他の広報媒体において、キービジュアルとして画像単体で使用、または多少の文字等を加えて使用できるものであること。
- ・ 看護職員募集パンフレットの表紙デザイン等と統一性を感じられるデザインであること。
- ・ 閲覧者の関心を引き、かつ、奈良県立病院機構の職員募集情報として印象に残るデザインであること。

(3) 提案されたデザイン等の取扱いについて

契約相手方として決定された者は、決定後すみやかに発注者との協議を行い、看護職員募集パンフレット等のデザイン、構成、内容等を決定するものとする。

7. 個人情報に関する取扱い

本件業務の履行及び作成された成果物における個人情報の取扱いについては、以下のとおり取り

扱うものとする。

- (1) 本件業務で利用する個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最低限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- (2) 本件業務で利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- (3) 本件業務で利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等があるときは、本人の請求に基づき削除または訂正ができるものとする。
- (4) 個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- (5) 上記に定めるほか、奈良県個人情報保護条例（平成 12 年 3 月 30 日条例第 32 号）に基づき取り扱うものとする。

8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。
ただし、作成の都合上やむを得ず、著作権を発注者に譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に発注者に申し入れを行い、了解を得ること。発注者に著作権を帰属させることができない写真・文章等の二次利用については、その都度発注者と受託者で協議すること。
- (2) 受託者は本件業務の履行に際し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 著作権の移転は、受託者に対して委託業務の対価が支払われた時点をもって移転するものとするが、発注者に納品された著作物については、著作権の移転前であっても、発注者は必要に応じて業務に利用し、又は譲渡することができるものとする。
- (4) 発注者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 本件受託者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

9. 業務の管理体制、その他の事項

(1) 仕様書記載外の提案事項

本仕様書は、業務内容についての基本的な考えを示したものである。したがって、これらに明記していない事項でも、目的を達成するために、効果的な取り組みと認められるものは、委託料上限額の範囲内で追加提案することも可能である。追加や改良の提案がある場合には、本仕様書との相違内容を明記したうえで、企画提案書を作成することとする。

(2) 作業項目及び作業工程

本仕様書及び提案書に記載された作業項目を実現するために、可能な作業工程を提案すること。また、作業項目及び作業工程の詳細については、受託者と協議のうえで決定する。

受託者は、奈良県立病院機構の概要、職員募集のために必要とする情報等について、熟知して本業務にあたることとし、そのために必要に応じてヒアリング等を行うこと。

(3) 受託者の体制

本業務の統括責任者及び主たる担当者を必ず配置すること。その他、各作業項目に本業務を履

行しうる十分な能力及び経験を有する人材を適切に配置すること。

受託者は、電話、ファクシミリ、電子メール等を活用して、発注者との連絡に随時対応できる体制が取れること。

(4) 機密保護

発注者が保有する、もしくは取得が容易な情報・データについては、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要なに応じて提供する。発注者が提供する資料は、毀損または滅失しないように丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

(5) 再委託について

原則として、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、本件受託者が最終責任を負うこととし、これが本件受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

(6) 業務分担

本委託業務について、発注者側の作業と受託者側の作業を明確にすること。

(7) その他

本仕様書に記載されていない事項、その他、本委託業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、都度、発注者と協議のうえ誠実に対応すること。

以上